



平成25年2月13日

各位

会社名 明治機械株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 豊三郎  
(コード番号 6334 東証第二部)  
問合せ先 総務部長 高工 弘  
(TEL. 03-5295-3511)

## 平成25年3月期第3四半期報告書提出遅延および当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込み に関するお知らせ

当社は、平成25年3月期第3四半期報告書について、金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める提出期限（平成25年2月14日）までに提出できない見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 平成25年3月期第3四半期報告書の提出遅延理由

当社は、平成24年11月19日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社の連結子会社ラップマスターエスエフティ株式会社において不適切な会計処理が行われていた疑義が判明したため、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成22年12月17日改訂）」に沿い、速やかに調査委員会を設置し、過去の会計処理の内容およびその根拠となる取引の状況等について、徹底した調査を行ってまいりました。

当社は、第三者委員会の調査結果を受領したうえで、平成25年3月期第3四半期報告書の適正性を確認し、会計監査人から四半期レビュー報告書を受領する予定でありましたが、不適切な会計処理の解明に時間を要し第三者委員会の調査報告書の受領と、これを踏まえた会計監査人の監査業務が終了できないこととなりましたので、金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める提出期限（平成25年2月14日）までに平成25年3月期第3四半期報告書を提出できない見込みとなりました。

また、平成25年3月期第3四半期決算短信につきましても上記の理由により、平成25年2月14日までに開示できない見込みとなりました。

#### 2. 監理銘柄（確認中）への指定について

東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aにより、金融商品取引法に定める提出期限（平成25年2月14日）までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄（確認中）に指定することとされております。よって当社株式は、東京証券取引所より投資家の皆様の注意を喚起するため、監理銘柄（確認中）に指定される見込みであります。

#### 3. 今後の見通しについて

平成25年3月期第3四半期報告書の提出および第3四半期決算短信の開示につきましては、第三者委員会の調査結果の報告がなされ、これを受けた会計監査人の監査業務の終了後速やかに行う予定であります。

また、同様に過年度の訂正有価証券報告書等ならびに訂正決算短信等についても、速やかに提出および開示する予定であります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、一日も早く監理銘柄（確認中）の指定の解除を受けられるよう全力を尽くしてまいりますと共に、信頼回復に誠心誠意努めてまいりますので、引き続きご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上